

令和3年度教育行政重点施策

三芳町教育委員会

今日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。新しい生活様式を踏まえた感染防止対策により子どもたちの健康を守り、すべての子どもたちの学びの機会を最大限確保することが重要です。

少子高齢化やグローバル化、高度情報化の進展等により、社会が多様化し、予測困難な時代を生きる子どもたちが自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現していくためには、主体的に社会や人と関わり、感性を豊かに働かせ、他者と協働して社会や人生をよりよいものにするという目的を自ら考えることのできる力を育成し、一人一人の生きる力を確実に伸ばしていく必要があります。

また、社会全体が一つとなって子どもたちをはぐくみ、子どもたち一人一人がその能力と可能性を開花させられるよう、社会に開かれた特色ある教育活動を展開していくことが重要です。

そして、すべての住民が豊かで充実した人生を送るために、様々な学習・文化活動を通して生涯にわたり主体的に学び続けることができる教育環境の整備を進めるとともに、ふるさと三芳のみどり豊かな自然や伝統文化に誇りと愛着を持てるように、文化財や地域の歴史に親しむ機会を充実させていく必要があります。

こうした認識に立ち、三芳町教育委員会では、「第2期三芳町教育振興基本計画（平成28年度～平成35年度）」を策定し、基本理念の実現に向け、様々な取組を推進しています。

本年度は、実施6年目に当たり、この計画を実効性あるものとするため、計画の基本目標と施策に応じた重点的に実施する取組を定め、「令和3年度教育行政重点施策」を策定しました。

◇ 基本理念 ◇

「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」

～生きる力をはぐくみ ぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～

[重点施策]

基本方針 1 未来を拓く学びの力

変化の激しい社会を主体的に生きるための知性を高め、心身ともに健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志を持って自らの未来を切り拓くたくましい人間を育成します。

基本目標 I 確かな学力と自立する力の育成

各学習状況調査等の結果を分析・活用し、一人一人の学習内容の定着や学力の経年変化の状況等を把握します。把握した現状や課題を学校、教員が共有し、「主体的・対話的で深い学び」を踏まえた授業を実現し、確かな学力の着実な定着を図ります。また、小中学校の相互連携のもと、9年間の系統性を踏まえた学習指導・生徒指導に取り組みます。さらに、伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する人材の育成、時代の変化に対応する教育、社会的に自立する力の育成、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育など、多様な教育活動を推進します。

予測困難な時代を生きる子どもたちが、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質能力を身に付ける教育の推進に努めます。

- 1 確かな学力の育成
 - (1) 主体的・対話的で深い学びの推進
 - (2) 各種学力・学習状況調査結果等の分析と活用の推進
 - (3) 一人一人を確実に伸ばす教育の推進
 - (4) 小中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育の推進
- 2 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進
 - (1) 伝統と文化を尊重する教育の推進
 - (2) 社会のグローバル化に対応する教育の推進
 - (3) 外国語活動・外国語（英語）教育の推進
- 3 時代の変化に対応する教育の推進
 - (1) 情報活用能力の育成
 - (2) プログラミング教育の推進
 - (3) 社会的課題に対応する教育の推進
- 4 進路指導・キャリア教育の推進
 - (1) 発達段階に応じた組織的・系統的な進路指導・キャリア教育の推進
 - (2) 体験入学や職場体験活動、進路講演会等の啓発的な経験の充実
- 5 特別支援教育の推進
 - (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の推進
 - (2) 就学支援の充実

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

豊かな人間性や社会性をはぐくみ、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校の教育活動全体を通じて生命の教育、道徳教育及び人権教育の充実を図るとともに、発達段階に応じた様々な体験活動を実施します。また、一人一人の望ましい成長と自己実現を支援するため、積極的な生徒指導、及び充実した教育相談活動を推進します。

生涯にわたり、心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる子どもたちを育成するため、体力の向上と学校の体育的活動を充実させるとともに、健康教育や食に関する指導を積極的に推進します。

- 1 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - (1) 道徳教育の充実
 - (2) 豊かな体験活動の推進
 - (3) 読書活動の推進
- 2 教育相談・生徒指導の充実
 - (1) 教育相談活動の推進及び生徒指導体制の充実
 - (2) 三芳町いじめのないまちづくり条例及び三芳町及び各学校のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止に向けた取組の推進
 - (3) 「居場所づくり」「絆づくり」を基本とした不登校対策の推進
- 3 人権を尊重した教育の推進
 - (1) 指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用
 - (2) 多様性を尊重する福祉教育の充実
 - (3) 自分とともに他の人の大切さを認め、生命を尊重する教育の充実
 - (4) 虐待から子どもを守る学校づくりの推進と関係機関との連携
- 4 体力の向上と学校体育・健康教育の推進
 - (1) 体力の向上と体育授業・学校体育活動の充実
 - (2) 健康に関する指導の充実
 - (3) 食育の充実

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

教職員研修の充実や、適正な人事評価により、教職員の資質能力の向上を図り、学校の教育目標の実現に向け、学校の教育力が最大限に発揮できるよう努めます。

一人1台のタブレットを有効活用し、個別最適な学びと協働的な学びを持続的に実現させていくように努めます。

効果的なタブレットの活用に関して研修を通して教職員のICT活用に関する理解の深化と能力の向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成します。また、教材教具や学校図書館等の学習環境の整備・充実を進めます。

地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールを実施し、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、「みらいのぞみ学校創造支援事業」を一層推進して、特色ある教育活動を展開します。

- 1 教職員の資質能力の向上
 - (1) 質の高い人材の育成と教職員研修の充実
 - (2) 教職員モラルの向上
- 2 学習環境の整備・充実
 - (1) 教材教具の整備と活用の工夫
 - (2) 学校図書館の整備・充実
 - (3) ICT環境の整備・充実
 - (4) 就学援助による保護者への支援の充実
- 3 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
 - (1) コミュニティ・スクールの推進
 - (2) 「学校応援団」活動の充実
 - (3) 「みらいのぞみ学校創造支援事業」の推進
 - (4) 学校の教育活動の積極的発信と地域活動への積極的な参加・協力

基本目標Ⅳ 安心・安全な教育環境の整備

学校施設・設備の整備を図るとともに、日常における安全点検の徹底や必要な予防措置を講ずることにより、子どもたちが安心・安全に生活できる教育環境の整備に努めます。学校の教育活動全体を通じて行う安全教育の推進や、研修による教職員の危機管理能力の向上を図り、学校の危機管理体制を一層充実させます。

また、学校応援団や関係諸機関との連携のもと、登下校時の見守り活動や地域パトロールの実施など、地域ぐるみで学校安全を推進します。

安全で豊かな学校給食を提供するために、衛生管理の徹底を図ります。また、みよし野菜等の地場産野菜を積極的に献立に取り入れ、地産地消を推進します。食育については、栄養教諭等が各学校を巡回し、食に関する指導を実施するなど、学校給食の充実に取り組みます。

- 1 子どもたちの安心・安全の確保
 - (1) 学校施設・設備の整備と確実な点検の実施
 - (2) 安全教育の推進と学校の危機管理体制の整備・充実
 - (3) 学校・家庭・地域が連携した安全教育、安全管理の推進
- 2 学校給食の充実
 - (1) 衛生管理の徹底
 - (2) 給食内容の充実
 - (3) 食育の推進

基本方針 2 生涯にわたる学びと活動の場

すべての住民が、みどり豊かな「ふるさと三芳」に誇りと愛着を持ち、豊かな人生を送るため、生涯にわたって主体的に学び、その成果を生かすことのできる活力ある生涯学習社会を目指します。

基本目標Ⅰ 家庭・地域の教育力の向上

子育て家庭の孤立を防ぐため、子育てに関する情報提供や学習機会の充実を図り、保護者のつながりを支援します。また、各種事業を通して青少年育成関係者のネットワークの構築を促進し、地域ぐるみで青少年の豊かな成長を見守ることができるよう地域教育力の向上を目指します。

- 1 家庭教育支援
 - (1) 家庭教育学級事業の推進
 - (2) 学校との協力による「親の学習」活動の推進
 - (3) 「生命輝け！元気みよしっ子宣言」による健全な子どもたちを育む機運の醸成
- 2 青少年健全育成活動の推進
 - (1) 「子ども110番の家」事業による安心・安全の推進
 - (2) 県との協働による青少年への非行防止パトロールの推進
 - (3) 地域・学校との協働による青少年健全育成の推進

基本目標Ⅱ 社会教育活動等の推進

住民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」主体的に生涯学習・読書活動ができるよう、各種講座事業の取組や居場所づくり等の学習環境の整備を進めます。

また、学校等の教育機関や地域コミュニティ、NPO等との連携を図ることにより、住民どうしの学びあいと交流を促進し、安心して豊かな地域づくりに貢献します。

- 1 社会教育活動の充実
 - (1) 教育機関との連携強化と地域学校協働活動の促進
 - (2) 団体・NPO・民間事業者との連携・協働
- 2 人権教育活動の推進
 - (1) 今日的人権課題における人権教育の推進
 - (2) 地域社会、学校との協働による人権教育の推進
- 3 公民館活動の充実
 - (1) 誰でも気軽に利用できる地域の安心な居場所の提供
 - (2) 地域の特性を生かした連携事業の推進
 - (3) 住民や団体の主体性を尊重した学習の支援
- 4 図書館サービスの充実と読書活動の推進
 - (1) 図書館資料の整備・充実
 - (2) 読書の動機付け事業等の充実
 - (3) 「よみ愛・読書のまち」の推進

基本目標Ⅲ 文化財の保護と郷土学習の推進

文化財は、地域の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない、貴重なふるさとの財産であり、その保護を推進していくことが求められています。文化財を保護するためには、住民が文化財に親しみその価値を正しく認識し、郷土の文化財を誇りに思う心をはぐくむことが重要です。文化財とふれあう機会の充実を図るため、文化財の調査研究を進め、その成果を資料館や旧島田家住宅において展示・公開するとともに、啓発事業を展開します。

また、車人形やお囃子などの郷土芸能体験活動を通して、子どもたちの郷土愛をはぐくみ、後継者の育成を支援します。

- 1 文化財の保存と活用
 - (1) 遺跡の周知と記録保存調査の実施
 - (2) 指定文化財の保護・拡充
 - (3) 郷土芸能の保護と育成支援
- 2 資料館活動の充実
 - (1) 資料収集・資料保存の充実
 - (2) 展示事業の充実と推進
 - (3) 郷土学習、体験事業の展開